

# 官報

号外  
昭和五十五年五月九日

## 第九十二回 参議院會議録第十二号

昭和五十五年五月九日(金曜日)  
午前十時八分開議

### ○議事日程 第十三号

昭和五十五年五月九日  
午前十時開議

- 第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、故議員寺下岩蔵君に対し弔詞贈呈の件
- 一、故議員寺下岩蔵君に対する追悼の辞

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号

以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙君) これより会議を開きます。  
議員寺下岩蔵君は、去る四月十九日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

参議院は議員正五位勲三等寺下岩蔵君の長逝に對しついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(安井謙君) 志苦裕君から発言を求められております。この際、発言を許します。志苦裕君。

〔志苦裕君登壇、拍手〕

○志苦裕君 本院議員寺下岩蔵君は、去る四月十九日、東京慈恵会医科大学附属医院において、急性心筋梗塞のため、卒然と逝去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに、皆様の御同意を得て、議員一同を代表して、故寺下岩蔵君の霊に謹んで追悼の言葉をささげたいと存じます。

寺下君は、明治三十九年三月、青森県八戸市に生をうけられました。将来、土木建築業で身を立てるべく決意された君は、若くして故郷を後にされて以来、まさに一貫して、血のにじむような辛苦に耐えつつ修業を続ける傍ら、他日、建設業界で名を成すための素地を着々と積まれているという、

苦難と努力の青春時代を過ごされたのであります。

やがて八戸市に帰られた君は、昭和六年、二十六歳にして土木建築請負業寺下組を創設、その後、幾多の困難と闘いながら、ついに今日の寺下建設工業株式会社の基を築かれるに至ったのであります。

昭和二十二年、すでに地元建設業界に確固たる地歩を築かれていた君は、事業の傍ら政治家への道を志され、まず八戸市議会議員に当選、次いで二十六年に青森県議会議員となられてからは、引き続き五期、二十余年の長きにわたって県政壇上に雄飛の活躍をなされたのであります。

その間、県議会議長に就任され、県政運営にすぐれた指導力を発揮されるなど、内に秘めた不屈の精神力と、豊かな人生経験からにじみ出る円熟した人柄とをもって、県政の円満な推進、地方自治の発展に尽くされた御功績はきわめて大きく、その功に對し、青森県並びに全国都道府県議員会から表彰を受けておられます。

昭和四十八年には、青森県民の衆望を担って参議院議員に当選されました。以来、在職されること七年間、その間、北海道開発政務次官、裁判官、訴訟委員、国土審議会特別委員等を務められたほか、主として建設、決算の両常任委員として、特に決算委員会では理事として、亡くなられるまで御活躍されていたのであります。

また、自由民主党にあっては、青森県連幹事長、同県連会長などの要職を歴任されたのであります。

国会の公正かつ効率的な使用について、決算委員会は、与野党を問わず、共通した理念のもとに調査活動を行ってありますが、そうした中でも、君は、国の財政執行について一家言を持っておられ、特に決算、あるいは決算審査については、事業者としてのみずからの経験から体得された貴重な御見解を積極的に示され、決算審査の充実に大きく寄与されたのであります。深い人生経験を刻まれた風貌をもつて、じゅんじゅんと論ずるような口調で自説を述べられる君の姿は、いまでも私たちの脳裏に深く焼きついていているところであります。

社会の表裏に通じ、人情の機微を知り尽くした君は、生涯を通じて何よりも人間関係を大切にされました。地元建設会社を興して以来、建設業者の育成と発展のために労を惜しまず、推されて建設業協会の会長を務められたのを初め、防犯、青少年教育、スポーツ等にも深い関心を寄せ、これら団体の役員を引き受けられたのみならず、各種の社会事業に私財を投ずるなど、業界や地域社会のために多大の貢献をされ、三回にわたる紺綬褒章のほか、種々の賞を受けられるなど、その足跡はきわめて大きなものがあります。

君の座右銘は「山の雑草、野のたんぽぽ」と聞いております。風雨にさらされ、人に踏まれても強く生きていく山の雑草、春になれば綿毛を飛ばして新天地にまた芽を出す野のたんぽぽ。それは、まさに、いかなる逆境にもめげず、不屈の根性と努力によって、事業家としての、さらには政治家としての道を切り開いてきた君の生き方そのものであり、君を知るすべての人に大きな勇気と教訓を与えてくれるものであります。

最近の厳しい社会情勢下において、私ども国会議員の責務はきわめて重く、また、与野党伯仲の政治情勢のもと、対話の必要性が痛感される今日、人生について豊富な経験と独自の哲学を持つ君の活躍に期待するところ大なるものがあつたのであります。その君を突然失うことになったのは、御遺族のお悲しみもさることながら、本院にとりましても痛恨のきわみであります。

ここに、謹んで、故寺下岩蔵君のありし日の面影をしのびつつ、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(安井謙君) 日程第一 農林水産省設置法の一部を改正する法律案

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案

日程第三 行政管理局設置法の一部を改正する法律案  
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

故議員寺下岩蔵君に対し弔詞贈呈の件 故議員寺下岩蔵君に対する追悼の辞 農林水産省設置法の一部を改正する法律案外二件

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 農林水産省設置法の一部を改正する法律案外二件

以上三案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀雷四郎君。

審査報告書

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月六日

内閣委員長 古賀雷四郎  
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における生糸検査の業務量の減少にかんがみ、生糸検査所を整理し、その業務を農林規格検査所に吸収するとともに、農林規格検査所の所掌事務を整備する等、農林水産省の組織について所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十八日

衆議院議長 灘尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「生糸検査所」を削る。

第二十五条第一項第四号中「輸入に係る」を削

り、同項に次の二号を加える。

七 生糸(繭短繊維を含む。以下同じ。)に関する検査並びに生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定

八 生糸の検査及び貯蔵に関する調査研究並びに生糸の検査に関する講習及び技術上の指導  
第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

附則

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項中「ノ生糸検査所」を削る。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月八日

内閣委員長 古賀雷四郎  
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信行政の充実を図るため、大臣官房に置かれる電気通信監理官を廃止し、電気通信政策局を設置するとともに、経理局を大臣官房経理部に改組する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十五年年度一般会計予算に千五百六十万円が計上されている。

附帯決議

情報通信事業は、今後の情報化社会において中核的役割を担い、国民経済の発展及び国民生活の質の向上等にとって不可欠の存在となり、かつ、その公共性も拡大の方向にある。

よつて、政府は、情報通信事業が国民の理解と納得の上に立つて、社会的責務を全うし国民経済の要請に即応し得るよう、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、情報通信事業の運営について、国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設け、国民の負担にこたえる結論を得るよう努めること。

二、日本電信電話公社の資材調達問題の処理にあつては、国際経済上の視点のみならず高品質の電気通信ネットワークの一元的管理の確保という視点にも十分配慮すること。

三、総合的、合理的な電気通信事業の経営基盤の強化及び経営当事者の自主性の確立を図るとともに、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十八日

衆議院議長 灘尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「簡易保険局」を「簡易保険局」に改め、「経理局」を削り、

同条第二項中「資材部」を「経理部、資材部」に改める。

第六条第一項中「左に」を「次に」に、同項第十号の六中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号(中「基く」を「基づく」に改め、同号を同項第十一号の二とし、同項第十号の六の次に次の一号を加える。

十一 郵政省の所掌事務に係る会計、財務及び統計に関し、次に掲げる事務を処理すること。

(一) 各部局の準備した予算案の取りまとめをすること。

(二) 各部局の事業又は業務計画案に基づく予算の実行計画を作成し、及び実施すること。

(三) 郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

(四) 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。

(五) 郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。

(六) 郵政事業特別会計の収入及び支出の測定及び出納をすること。

(七) 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

(八) 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。

(九) 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。

(十) 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

(十一) 各部局の支出負担行為の計画の取りまとめをすること。

(十二) 支払計画を設定し、及びこれを各部局に通知すること。

(十三) 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をする

こと並びに郵政省の總原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

(四) 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成すること。

(五) 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。

(六) 郵便、郵便為替及び郵便振替の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

(七) 固定資産の記録を保存すること。

(八) 広告業務に関する手続の基本を定め、こと。

(九) (一)から(八)までに掲げるもののほか、会計、財務及び統計に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、他の部局の所掌とされない事項を処理すること。

第六条第一項第十二号の二から第十二号の五までを削り、同項第十六号中「基くを」を「基づく」に改め、同条第三項中「但し、」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十一号」を「第一項第十一号の二」に改め、同項第十一号を「第一項第十一号の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経理部においては、前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十七号までに掲げる事務(同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る。)をつかさどる。

第十一号を削り、第十号の三中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し、」を「ただし」に改め、同条第九号中「但し、大臣官房」を「ただし、電気通信政策局」に改め、同条を第十一号とする。

第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一条を加える。

(電気通信政策局の事務)

第十号の二 電気通信政策局においては、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、電波監理局所掌のものを除く。

一 電気通信の規律に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 電気通信を規律し、及び監督すること。

三 国際電気通信の管理に関する国際的取決め及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

四 日本電信電話公社及び日本電信電話公社公共組合並びに国際電信電話株式会社を監督すること。

五 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。ただし、日本電信電話公社に関するものに限り、日本電信電話公社に請求するものに限る。

六 電気通信政策局の所掌事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 電気通信政策局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 電気通信政策局の所掌事務に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 電気通信政策局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十二 電気通信政策局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、電気通信に関する、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十四 前各号の事務に附帯すること。

第十二条第三項中「第六條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十條の三」に改め、「第十二号の二から第十二号の四まで並びに」を削り、「第十條の二まで」を「第十條の三まで」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に改め、「及び第十二号の二から第十二号の四まで」及び「第十條の三」を削る。

第十三条第六項中「第十條の二」を「第十條の三」に、「行なり」を「行う」に、「定」を「定め」に改める。

第二十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「及び簡易保険局」を「簡易保険局及び電気通信政策局」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

附則

この法律は、昭和五十五年七月一日から施行する。

#### 審査報告書

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月八日  
内閣委員長 古賀雷四郎  
参議院議長 安井 謙殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、行政の一層の合理化、効率化を図るため、行政管理庁の監察に關連して行う調査の対象法人の範囲をすべての特殊法人にまで拡大しようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について善処すべきである。

一、調査対象法人を調査するに当たつては、当該法人の自主性及び特色を尊重するとともに、主務大臣の監督権の及ぶ範囲を超えることのないよう十分留意すること。

なお、言論、報道、研究、学問の自由に立ち入つて調査することのないよう配慮すること。

一、調査対象法人について、内部監査機能の充実強化を図るとともに、その範囲、あり方等に関し、速やかに検討を加えること。

右決議する。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十五年四月二十五日  
衆議院議長 灘尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

#### 附則

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を次のように改める。

十二 前号の監察に關連して、第四号の二に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

附則

(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律の一部改正)

2 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律(昭和五十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第三十六條」を「第三十五條」に改める。

附則第三十六條を削り、附則第三十七條を附則第三十六條とする。

(中小企業事業団法の一部改正)

3 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第三十七條」を「第三十六條」に改める。

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号

改める。  
附則第三十六條を削り、附則第三十七條を附則第三十六條とする。

〔古賀雷四郎君登壇、拍手〕

○古賀雷四郎君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、最近における生糸検査の業務量の減少にかんがみ、行政改革の一環として国の生糸検査所を整理し、その業務を農林規格検査所に吸収するとともに、農林規格検査所の所掌事務を整備する等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、生糸検査所の統合理由と職員の配置転換計画、業務量の減少と定員との関連、養蚕振興対策、農林規格検査所における食品衛生検査のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、本法は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、最近における電気通信分野の目覚ましい進歩発展に対処して、電気通信行政の充実を図るとともに、その責任と権限を内外に明らかにするため、大臣官房に置かれていた電気通信監理官を廃止し、新たに、電気通信政策局を設置するとともに、経理局を大臣官房経理部に改組する等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気通信政策局新設の理由とその所掌事務、KDD事件、電電公社の資

農林水産省設置法の一部を改正する法律案外二件 農林水産省設置法の一部を改正する法律案

材調達問題、電話料金政策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりに、討論に入りまして、日本共産党を代表して各派委員から反対の旨の発言があり、次いで採決の結果、本法は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党、新自由クラブ共同提案に係る、情報通信事業が国民経済の要請に即応し得るよう適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が附されました。

最後に、行政管理局設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、行政の一層の合理化、能率化を図るため、行政管理局が各行政機関の業務の実施状況の監察に關連して行う調査の対象法人の範囲をすべての特殊法人にまで拡大する等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正の背景、特殊法人の範囲とあり方、言論、報道の自由と日本放送協会に対する調査との関連等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して各派委員から、日本放送協会を行政管理局の調査対象から削除する修正案が提出されました。別に討論もなく、採決の結果、各派委員提出の修正案は否決、本法は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法に対し、各派共同提案に係る、調査対象法人を調査するに当たっては、主務大臣の監督権の及ぶ範囲を超えることのないよう留意すること等の附帯決議が附されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保巨君。

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月七日

社会労働委員長 久保 巨  
参議院議長 安井 謙

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、妥当な措置と

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 一〇九四

認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行に要する経費は約四十四億五千万円である。

附帯決議  
政府は、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、可及的速やかに原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申を得るよう、最善の努力をすることともに、制度の基本的な改正が、次期通常国会までに行われるよう、資料の収集や調査など必要な作業を直ちに開始すること。

二、特別手当については、生活保護の収入認定からははずすよう検討するとともに、各種手当の額の引上げ、所得制限の撤廃等制度の改善に努めること。

三、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

四、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮し、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化などにつき検討すること。

右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「三万円」を「三万三千三百円」に、「六万円」を「六万四千五百円」に改める。

第五条第四項中「二万円」を「二万五千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万円」を「一万八千三百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十五年八月一日から施行する。

2 昭和五十五年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

(久保巨君登壇、拍手)

○久保巨君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十五年五月九日 参議院会議録第十二号

本法律案は、第一に、原爆症の認定を受け、現在負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当を月額六万円から六万七千五百円に、その状態にない者に支給する特別手当を月額三万円から三万三千八百円に、それぞれ引き上げること、第二に、健康管理手当を月額二万円から二万二千五百円に、保健手当を月額一万円から一万三千三百円に、それぞれ引き上げること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、原爆被爆者対策基本問題懇談会の審議の状況と答申の時期、韓国人被爆者の現状と治療体制、原子力発電の安全性の確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申を早期に得るよう努力すること、原爆医療調査機関の一元化の検討、促進等を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第五 電源開発促進税法の一部を改正する法律案

日程第六 電源開発促進対策特別会計法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長世耕政隆君。

世耕政隆君

審査報告書

電源開発促進税法の一部を改正する法律案  
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月八日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

附則第一項中「昭和五十五年五月一日」を「公布の日(翌日)」に改める。

附則第二項中「昭和五十五年六月一日」を「この法律の施行の日から起算して一月を経過した日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、今次の税制改正の一環として、石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため、電源開発促進税の課税目的を改めるとともに、その税率を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十五年年度約八百二十七億円であります。

附帯決議  
政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、エネルギー関係諸税について、制度が複雑になつていくことにかんがみ、その仕組み並びに各税の負担等、合理的なあり方について検討すること。

二、石油代替エネルギー対策を計画的かつ効率的に推進するため、財源の安定的確保に努めるとともに、その費用負担のあり方、電源開発促進対策特別会計及び石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の仕組み、一般会計の施策との関係等について、実情に即して検討を加えること。

三、電源開発促進対策特別会計の歳出内容については、その財源が目的税としての電源開発促進税であることにかんがみ、負担と受益の関係が明確なものに限定するとともに、その効率的な活用に努めること。

四、電源開発促進税の電源立地勘定及び電源多様化勘定への配分については、それぞれの歳出需要の必要性を十分考慮して措置すること。右決議する。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十五年四月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

電源開発促進税法の一部を改正する法律案  
電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財政上の措置」の下に「及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置」を加える。

第六条中「八十五円」を「三百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十五年五月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十五年六月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 電源開発促進税法の一部を改正する法律案外 一〇九五

電源開発促進税法の一部を改正する法律案外一件

一〇九六

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる電源開発促進税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案  
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

大藏委員長 世耕 政隆  
参議院議長 安井 謙殿

附則第二條第五項中「昭和五十五年六月三十日までに収納した」を「この法律の施行の日から昭和五十五年七月三十一日までに収納した電源開発促進税の収入のうち、電源開発促進税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第　号)附則第二項の規定により従前の例によることとされる」に改める。

委員会の決定の理由  
本法律案は、現下の我が国のエネルギー需給事情にかんがみ、電源の多様化並びに石油代替エネルギーの開発及び利用の促進を図るため、

なお、別紙の附帶決議を行つた。  
費用

本法施行に伴い、昭和五十五年度電源開発促進対策特別会計予算の電源多様化勘定の歳入・歳出予定額として、それぞれ八百二十七億千万円が、また、同年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算の石油及び石油代替エネルギー勘定の歳入・歳出予定額として、それぞれ二千八百三十三億三千五百万円が計上されている。

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、エネルギー関係諸税について、制度が複雑になつてゐることにかんがみ、その仕組み並びに各税の負担等、合理的なあり方について検討すること。

## 二、石油代替エネルギー対策を計画的かつ効率的

に推進するため、財源の安定的確保に努めるとともに、その費用負担のあり方、電源開発促進法、対策特別会計及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の仕組み、一般会計のエネルギーと対策特別会計について、実情に即して検討を施策との関係等について、

三、電源開発促進対策特別会計の歳出入内容については、その財源が目的税としての電源開発促進税であることにかんがみ、負担と受益の關係が明確なものに限定するとともに、その効率的な活用に努めること。

四、電源開発促進税の電源立地勘定及び電源多様化勘定への配分については、それぞれの歳出需要の必要性を十分考慮して措置すること。  
右決議する。

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十五年四月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び――は衆議院修正)

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律

（電源開発促進対策特別会計法の一部改正）

第九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第 一 項 中「電 源 開 発 促 進 対 策」を「電 源 開 発 促 進 対 策 及 び 電 源 多 様 化 対 策」に 改 め、同 条 第 二 項 中「電 源 開 発 促 進 対 策」を「電 源 立 地 対 策」に 改 め、「円 滑 化 に 資 す る た め の 財 政 上 の 措 置」の 下 に「(當 該 財 政 上 の 措 置 に 該 當 す る も の で あ つ て 技 術 の 開 発 を 主 た る 目 的 と す る も の を 除 く。)」を 加 え、同 条 に 次 の 一 項 を 加 え る。

3 第一項の「電源多様化対策」とは、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定め

るものの発電のための利用(以下「電源の多様化」という。)を促進するための財政上の措置(前項の財政上の措置に該当するものを除く。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 新エネルギー総合開発機構に対する出資  
(地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証その他の電源の多様化を促進するための業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)

二 動力炉・核燃料開発事業団に対する出資  
（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理  
技術の開発、ウラン濃縮技術の開発その他の  
業務で政令で定めるものに係る出資に限  
る。）

三石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第  
三十九号）第三十九条第一号イ及び第三  
号の規定に基づき行う事業に係る補助（交  
付金、委託費その他の給付金の交付を含

四 電源の多様化のために必要な発電施設又はこれと密接な関連を有する施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

五 電源の多様化のために必要な発電施設又はこれと密接な関連を有する施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

に關連する財政上の措置で政令で定めるもの（第三条の二において「電源多様化対策に係る附帶事務等に関する措置」という。）

第二条第二項中「については、」の下に「電源

立地勘定又は電源多様化勘定及び」を加え、同  
 来の次に次の一条を加える。

(勘定区分)

第二条の二 この会計は、電源立地勘定及び電



源多様化勘定に区分する。

第三条の見出しを「電源立地勘定の歳入及び歳出」に改め、同条中「この会計においては、」を「電源立地勘定においては、第三条の三の規定により電源立地勘定に要する費用の財源に充てられる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(電源多様化勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 電源多様化勘定においては、次条の規定により電源多様化勘定に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号及び第二号の出資金、同項第三号から第五号までの補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む)、電源多様化勘定に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金の子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(電源開発促進税の収入の帰属)

第三条の三 電源開発促進税の収入は、電源立地勘定及び電源多様化勘定に要する費用の財源に充てられるため、毎会計年度、これらの勘定に必要な費用を勘定して、予算で定めるところにより、電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れるものとする。

第四条(見出しを含む)中「歳入歳出予算計算書」の下に「及び国庫債務負担行為要求書」を加える。

第五条中「歳入歳出予算は」の下に「電源立地勘定及び電源多様化勘定に区分し、各勘定において」を加える。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 国庫債務負担行為要求書

三 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたる

ものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

第七条中「この会計を」各勘定に改め、「これを」の下に「当該各勘定の」を加える。

第十条中「この会計を」各勘定に改める。

第十一条第一項中「この会計において」を「各勘定において」に改め、「この会計の負担」を「当該各勘定の負担」に改め、同条第三項中「ただし」の下に「電源立地勘定において」を加える。

第十四条第一項中「この会計を」各勘定に改める。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第二条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法

第一条第一項中「及び石油対策」を「並びに石油及び石油代替エネルギー対策」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律において「石油及び石油代替エネルギー」とは、石油依存度の高い我が国のエネルギー需給事情の下においては、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ること並びに石油依存度の低下を図ることが緊要であることにかんがみ、石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進並びに石油の備蓄の増強のための施策並びに石油の生産及び流通の合理化並びにエネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの(以下「石油代替エネルギー」という。)の開発及び利用の促進(発電のための開発及び利用の促進を除く。)のために通商産業大臣が行う

施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

第一条第三項第六号中「石油対策」を「石油及び石油代替エネルギー対策」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第五号の次に次の五号を加える。

六 新エネルギー総合開発機構に対する出資(海外における石炭の探鉱に必要な資金の貸付けその他の石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)

七 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第号)第三十九条第一項第一号ロ、第六号及び第七号の規定に基づき行う事業に係る補助

八 石油代替エネルギーを利用する設備の設置を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

九 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

十 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二条の規定に基づく日本開発銀行に対する貸付け

第二条第二項中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条の二中「及び石油勘定」を「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」に改める。

第三条の二の見出しを「石油及び石油代替エネルギー勘定の歳入及び歳出」に改め、同条第一項中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に、「その歳入」を「その歳入」に改め、同項第一号中「石油勘定」を「石油及び石油

代替エネルギー対策」に改め、同項第五号中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー対策」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第三項第十号の貸付金の償還金

第三条の二第二項中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に、「その歳出」を「その歳出」に改め、同項第一号中「第一条第三項第一号」の下に「及び第六号」を加え、同項第二号中「第五号まで」の下に「及び第七号から第九号まで」を加え、同項第五号中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第三項第十号の貸付金

第四条中「及び石油勘定」を「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」に、「及び石油勘定」を「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」に改める。

第四条の二中「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に、「石油勘定」を「石油及び石油代替エネルギー勘定」に改める。

第六条中「及び石油勘定」を「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電源開発促進特別会計法第一条第一項の改正規定(電源多様化勘定に係る部分に限る。)、同法第一条に一項を加える改正規定(第一号及び第三号に係る部分を除く。)、同法第二条第二項の改正規定(電源多様化勘定に係る部分に限る。及び同法第三条

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号

電源開発促進税法の一部を改正する法律案外一件

の次に二条を加える改正規定(第三条の二中  
第一条第三項第一号の出資金及び第三号の補助金に係る部分を除く。)並びに次条の規定  
(同条第三項中電源多様化勘定に係る部分に限る。)昭和五十五年六月一日

二 第一条中電源開発促進対策特別会計法第一条に一項を加える改正規定(第一号及び第三号に係る部分に限る。)及び同法第三条の次に二条を加える改正規定(第三条の二中第一条第三項第一号の出資金及び第三号の補助金に係る部分に限る。)並びに第二条中石炭及び石油対策特別会計法第一条第三項第五号の次に五号を加える改正規定(第六号及び第七号に係る部分に限る。)及び同法第三条の二第二項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第二号中第七号に係る部分に限る。)昭和五十五年十月一日

(電源開発促進対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電源開発促進対策特別会計法(以下この条において「新電源特別会計法」という。)の規定は、昭和五十五年度の予算から適用し、昭和五十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による改正前の電源開発促進対策特別会計法(以下この条において「旧電源特別会計法」という。)に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「旧電源特別会計」という。)の昭和五十五年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、新電源特別会計法に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「新電源特別会計」という。)の電源立地勘定の歳入に繰り入れらるものとする。

2 この法律の施行前に取納した電源開発促進税の収入で旧電源特別会計の昭和五十五年度の歳入に繰り入れられたものは、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に繰り入れられたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に取納した旧電源特別会計の昭和五十五年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に繰り入れらるものとする。

4 旧電源特別会計の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧電源特別会計法第十四条第一項の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧電源特別会計においてした債務の負担又は支出は、新電源特別会計の電源立地勘定に繰り越されたものと及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

5 昭和五十五年六月三十日まで取納した電源開発促進税の収入は、新電源特別会計法第三条の三の規定にかかわらず、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に繰り入れらるものとする。

6 この法律の施行の際旧電源特別会計に所属する権利義務は新電源特別会計の電源立地勘定に、前条第一号に掲げる改正規定の施行の際一般会計に所属する権利義務は新電源特別会計法第一条第三項に規定する電源の多様化の促進のための措置に係るものは新電源特別会計の電源多様化勘定に、政令で定めるところにより、それぞれ帰属するものとする。

4 旧電源特別会計の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧電源特別会計法第十四条第一項の規定により繰り越しをするものは、新電源特別会計の電源立地勘定に繰り越して使用することができ。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(以下この条において「新石炭等特別会計法」という。)の規定は、昭和五十五年度の予算から適用し、昭和五十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、第二条の規定による改正前の石炭及び石油対策特別会計法(以下この条において「旧石炭等特別会計法」という。)に基づく石炭及び石油対策特別会計(以下

この条において「旧石炭等特別会計」という。)の石炭勘定又は石油勘定の昭和五十五年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、新石炭等特別会計法に基づく石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計(以下この条において「新石炭等特別会計」という。)の石炭勘定又は石油勘定及び石油代替エネルギー勘定の歳入に繰り入れらるものとする。

2 この法律の施行前に取納した旧石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定の昭和五十五年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、新石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定の歳入に繰り入れらるものとする。

3 旧石炭等特別会計の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧石炭等特別会計法第十五条第一項の規定により旧石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定に繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定においてした債務の負担又は支出は、それぞれ新石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定に繰り越されたものと及び新石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定及び石油代替エネルギー勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

2 4 この法律の施行の際旧石炭等特別会計の石炭勘定及び石油勘定に所属する権利義務並びに一般会計に所属する権利義務は新石炭等特別会計法第一条第三項に規定する石油代替エネルギーの開発及び利用の促進のための措置に係るものは、政令で定めるところにより、新石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定及び石油代替エネルギー勘定に帰属するものとする。

3 旧石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧石炭等特別会計法第十五条第一項の規定により繰り越しをするものは、新石炭等特別会計の石炭勘定又は石油勘定及び石油代替エネルギー勘定に繰り越して使用することができ。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)  
第四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「石炭及び石油対策特別会計」を「石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」に改める。  
(国稅収納金整理資金に関する法律の一部改正)  
第五条 国稅収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第六条第二項中「石炭及び石油対策特別会計」を「石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」に改める。  
(通商産業省設置法の一部改正)  
第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第三十六条の六第五号中「石炭及び石油対策特別会計」を「石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)  
第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項第四号の三「石炭及び石油対策特別会計」を「石炭及び石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」に、「行なう」を「行う」に改める。

〔世耕政隆君登壇 拍手〕

○世耕政隆君 ただいま議題の両案につき、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電源開発促進税法の一部を改正する法律案は、石油依存度がきわめて高い我が国の現状において、石油代替エネルギーの開発、導入の推進を図ることが緊急の課題とされております。そこで、発電を目的とする石油代替エネルギーの利用



促進のための財政上の措置に要する費用に充てるため、電源開発促進税の課税目的を改め、税率を千キロワット時につき現行の八十五円から三百円に引き上げようとするものであります。

次に、電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案は、電源多様化対策及び石油代替エネルギー対策に関する財政上の措置が講じられていることに伴い、その経理を一般会計と区分して行うこととし、このため、電源開発促進特別会計について電源立地勘定及び電源多様化勘定を区分して設けるとともに、石炭及び石油対策特別会計について、その名称を石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計とし、同会計の石油勘定を石油及び石油代替エネルギー勘定に改めるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案一括して質疑を行い、エネルギー対策費の財源を目的税で調達することの可否、石油代替エネルギー対策に係る特別会計制度の仕組みのあり方、今後の石油確保のための対応策等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終了後、自由民主党・自由国民会議を代表して浅野弘委員より、電源開発促進税法の一部を改正する法律案について、本法の施行期日を「公布の日」の翌日とし、新税率適用開始の日を「施行の日」から起算して一月を経過した日」と改め、これに伴い、電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案について、新税率適用前の税率の勘定帰属区分の規定を整備する旨の修正案が提出されました。

続いて、両案の修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷金保委員、公明党を代表して矢追秀彦委員、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員より、修正案及び原案にそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護国委員より修正案及び原案に賛

成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず電源開発促進税法の一部を改正する法律案について、修正案及び修正部分を除く原案を順次採決の結果、いずれも可決となり、委員長の決意を述べ、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案について、修正案及び修正部分を除く原案を順次採決の結果、いずれも可決となり、委員長の決意を述べ、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。

両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大塚喬君。

審査報告書

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月八日

建設委員長 大塚 喬

参議院議長 安井 謙蔵

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、明日香村において、住民の理解と協力の下に明日香村の特色ある歴史的風土を保存するため、明日香村歴史の風土保存計画に基づき、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定めるとともに、明日香村整備計画に基づき行う事業については、国は財政上特別の助成を行うこととし、明日香村が、条例の定めるところにより、明日香村整備基金を設ける場合には、国は二十四億円を限度として、財源に充てるため必要な資金を補助しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和五十五年度一般会計予算(総理本府)に五億百十八万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、明日香村における文化財の保存については、特に埋蔵文化財の保存とその活用の重要性にかんがみ、政府は実効ある措置を講ずること。

二、国及び奈良県は、明日香村歴史の風土保存計画、明日香村整備計画の策定にあたり、明日香村と十分協議するとともに、明日香村に対し住民の意向の集約に努めるよう指導し、併せて、明日香村の住民と文化財保存の専門家の協力関係の発展に努めること。また、第一種、第二種

歴史的風土保存地区の範囲及びその地区内における建築物、生業形態等に対する規制については、住民生活への影響を勘案し慎重に対処すること。

三、国は、明日香村整備基金について、将来著しい経済変動が生じた場合には、適切に配慮すること。また、同基金による運用益は、住民の意向を反映して適正に使われるよう明日香村に対し指導、助言を行うこと。

四、国は、飛鳥保存財団の運営、事業等について、歴史的風土審議会の答申を踏まえ、一層適切に行われるよう指導、助言に努めること。

五、住民の理解と協力の下に歴史的風土及び文化財の保存の目的を達成するため、遺跡分布の学術調査及び緊急発掘調査を速やかに行うよう政府は財政上、技術上及び体制上の十分な援助を行うこと。また、建築物の建築許可申請の簡略化、迅速化を図り、保存地区の土地買取り請求に対しては、速やかに応じようよう指導すること。

六、国及び奈良県は、明日香村における歴史的風土の保存と民生の安定に果たす農業の重要な役割にかんがみ、明日香村の農業の振興、農村環境の整備のための施策について特段の配慮を払うとともに、地区の特性に応じた農業振興のあり方について積極的な指導、助言に努めること。

七、国、奈良県、明日香村は、明日香村を訪れる人々の、歴史的風土及び文化財の保存に対する深い理解と協力によつて、観光公害防止の実効があがるよう努力すること。

右決議する。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十八日

衆議院議長 灘尾 弘吉  
参議院議長 安井 謙殿

(一)は衆議院修正

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心地であったこととをしのび、その歴史的風土の保存が、明日香村の全区域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深め、国を愛する心の涵養に資するものであることに配慮し、住民の理解と協力の下にこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めることを目的とする。

(明日香村歴史的風土保存計画)

第二条 内閣総理大臣は、奈良県、明日香村(奈良県高市郡明日香村をいう。以下同じ。)及び歴史的風土審議会(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)(第十六条第一項の歴史的風土審議会をいう。以下同じ。))の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都保存法第五条第一項の歴史的風土保存計画として、明日香村の区域の全部について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「明日香村歴史的風土保存計画」という。)(を定めなければならない。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案

2 明日香村歴史的風土保存計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種歴史的風土保存地区と第二種歴史的風土保存地区との区分の基準に関する事項  
二 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における行為の規制に関する事項  
三 歴史的風土の保存に配慮した土地利用に関する事項  
四 歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項  
五 古都保存法第十一条第一項の規定による土地の買入れに関する事項  
六 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の維持保存に関し特に必要と認められる事項

3 内閣総理大臣は、明日香村歴史的風土保存計画を定めたときは、これを関係行政機関の長、奈良県及び明日香村に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、明日香村歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画)  
第三条 明日香村の区域については、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、当該区域を区分して、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定めるものとする。

2 第一種歴史的風土保存地区は、歴史的風土の保存上重要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域とし、第二種歴史的風土保存地区は、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域とする。

3 第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区は、それぞれ古都保存法第七条の二後段の特別保存地区とする。

(明日香村整備基本方針等)  
第四条 内閣総理大臣は、歴史的風土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、明日香村における歴史的風土の保存と住民の生活との調和を図るため、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(以下「明日香村整備基本方針」という。)(を定め、これを奈良県知事に示すものとする。

2 奈良県知事は、前項の規定により示された明日香村整備基本方針に基づき、明日香村の意見を聴いて、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認の申請をすることができる。

3 前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 道路の整備に関する事項  
二 河川の整備に関する事項  
三 下水道の整備に関する事項  
四 都市公園の整備に関する事項  
五 住宅の整備に関する事項  
六 教育施設の整備に関する事項  
七 厚生施設の整備に関する事項  
八 消防施設の整備に関する事項  
九 農地並びに農業用施設及び林業用施設の整備に関する事項

十 文化財の保護に関する事項  
十一 前各号に掲げるもののほか、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるもの

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により申請された計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、歴史的風土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 前三項の規定は、明日香村整備計画(前項の規定により承認を受けた第二項に規定する計画

をいう。以下同じ。)(の変更について準用する。(特別の助成)

第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から昭和六十四年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業(奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、又は補助するものにあつては、費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。)(のうち、次に掲げる事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。)(で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)(に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合)については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第十四号)第五条の規定の例による。

一 次の施設の整備に関する事業  
イ 道路  
ロ 下水道  
ハ 都市公園  
ニ 教育施設  
ホ 厚生施設

ハ 農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるもの  
二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

2 前項の規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に關し必要な事項は、政令で定める。(地方債についての配慮)

第六条 奈良県又は明日香村が明日香村整備計画

に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、奈良県又は明日香村の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び技術上の配慮)

第七条 国は、前二条に定めるもののほか、明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上の配慮をしなければならない。

(明日香村整備基金)

第八条 明日香村が、次に掲げる事業(特定事業を除く。)に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として、明日香村整備基金を設ける場合には、国は、二十四億円を限度として、その財源に充てるために必要な資金の一部を明日香村に対して補助するものとする。

一 歴史的風土の保存を図るために行われる事業

二 土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業

三 住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第五項第一項の規定により決定された歴史的風土保存計画のうち、明日香村の区域に係る部分は、第二条第三項の規定による明日香村歴史的風土保存計画の公示の日以後その効力を失

う。

第三条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第四項第一項の規定による明日香村の区域内の歴史的風土保存区域の指定は、第三条第一項の都市計画について都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による告示の日(以下「告示の日」という。)以後その効力を失う。

2 前項に規定する明日香村の区域内の歴史的風土保存区域に関しては、告示の日の前日まで

は、古都保存法第七条の規定を適用する。

第四条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第六項第一項の規定により定められている明日香村の区域内の歴史的風土特別保存地区に関する都市計画は、告示の日の前日まで、なおその効力を有する。

第五条 告示の前日にした古都保存法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 第五条の規定は、昭和五十五年分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用し、昭和五十四年度以前の年度分の予算に係る国の負担金及び補助金で、昭和五十五年以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)  
第七条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号中「特別保存地区」の下に「同法第七条の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。」を加える。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)  
第八条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(特別保存地区の特例)  
第七条の二 第二条第一項の規定に基づき古都

として定められた市町村のうち、当該市町村における歴史的風土がその区域の全部にわたつて良好に維持されており、特に、その区域の全部を第六条第一項の特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要がある市町村については、別に法律で定めるところにより、第四条から前条までの規定の特例を設けることができる。この場合において、当該都市計画に定められた地区についてのこの法律の規定(第四条から前条までの規定を除く。)の適用については、当該地区は、第六条第一項の特別保存地区とする。

第八条 第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項前段」を第六項前段に、「みずから行ない」を「自ら行ない」、「行なわせない」を「行なわせない」に、「行なう」を「行ない」、「行なわせない」を「行なわせない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項ただし書若しくは同項第七号又は前項」を「第一項又は第二項に」、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区が定められたときは、前二項の政令は、その区分の目的に応じ、それぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。

第十八条第二項中「第四項又は第五項前段」を「第五項又は第六項前段」に、「行なう」を「行ない」に改める。

第二十条中「第八条第五項前段」を「第八条第六項前段」に改める。

第二十一条第二号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「附せられ」を「付せられ」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定事業で明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第五条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、当該特定事業について前条の規定により算定した国の負担割合が同法同条の規定により算定した国の負担割合を超える場合には前条の規定を、超えない場合には同法同条の規定を適用する。

(都市計画法の一部改正)  
第十条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

第十三条第三項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第十五条第一項第二号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十五号」を「第十六号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

(総理府設置法の一部改正)  
第十一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の四の次に次の二号を加える。

十六の五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号

号)の施行に関する事。

十六の六 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 号)の施行に関する事。

第十五条第一項の表歴史的風土審議会の項中「(昭和四十一年法律第一号)」を「及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に、「行なう」を「行う」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の四から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

(昭和五十五年法律第 号)による第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第六号の六」を「第六号の七」に改め、同条第四項中「第六号の五」を「第六号の六」に、「第六号の七」を「第六号の八」に改める。

(自治省設置法の一部改正)  
第十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十八号の次に次の一号を加える。  
十八の二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置

明日香村における歴史的風土の保存及び生産環境の整備等に関する特別措置法案 地方交付税法の一部を改正する法律 一一〇二

法(昭和五十五年法律第 号)の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

「大塚喬君登壇、拍手」  
○大塚喬君 ただいま議題となりました明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、明日香村において、住民の理解と協力のもとに明日香村の特色ある歴史的風土を保存するため、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定めるとともに、明日香村整備計画に基づき行う事業については、国は財政上特別の助成を行うこととし、明日香村が条例の定めるところにより明日香村整備基金を設ける場合には、国は二十四億円を限度として財源に充てるため必要な資金を補助しようとするもの等であります。

委員会におきましては、現地調査を行うとともに、参考人の意見を聴取するなど、慎重かつ熱心な審査が行われたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、西ヶ久保委員より、明日香村の文化財の保存については、特に埋蔵文化財の保存とその活

用の重要性から、政府は実効ある措置を講ずること、外六項目にわたる附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第八 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長後藤正夫君。

審査報告書  
地方交付税法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
昭和五十五年五月八日  
地方行政委員長 後藤 正夫  
参議院議長 安井 謙殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、借入金償還及び借入金純

増分に係る臨時地方特例交付金に關し、昭和六十一年度から昭和七十年年度までの各年度における特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、普通交付税の算定に用いる単位費用の改定等を行うとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、昭和五十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計において、昭和五十五年度国税三税収入見込額の百分の三十二に相当する額に過年度の特例措置による調整額を加算した六兆五千四百五十二億円に、臨時地方特例交付金三千七百九十五億円、同特別会計の資金運用部資金からの借入金八千九百五十億円及び返還金五千五百二十三万八千円を加算し、資金運用部資金借入金償還額三千六百十九億六千万円を控除して算出した七兆四千五百七十七億九千五百二十三万八千円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。なお、昭和五十五年度分地方交付税交付金は、昭和五十四年度における未交付額六千六百九十七億三千二百四十七万円を加え総額八兆七千七百七十五億二千七百七十九万円となる。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十五年四月二十二日  
参議院議長 安井 謙殿  
衆議院議長 瀬尾 弘吉

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表及び同条第二項の表並びに第十三条第五項の表中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、「市町村民税の所得割」の下に「並びに特別とん譲与税を加え」、「市町村民税の法人税割」を並びに市町村民税の法人税割に改め、「並びに特別とん譲与税にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額」と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは、当該前年度又は前々年度(特別とん譲与税にあつては、当該前年度)を削る。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十九年度」を「昭和七十年」に改め、同項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「三千七百六十六億円」を「三千七百六十六億円とし、昭和五十五年」に改め、「一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額三千七百九十五億円」に改める。

附則第八条の第三項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「千十億円」を「千十億円、昭和五十五年」に改め、「千五百三十五億円」に改め、同条に次の一項を加える。

6 昭和五十五年における第一項の借入純増加

額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、第四項後段の規定を準用する。

| 年 度     | 臨時地方特例交付金の額 |
|---------|-------------|
| 昭和六十一年度 | 二百四十億円      |
| 昭和六十二年度 | 二百六十億円      |
| 昭和六十三年度 | 二百九十億円      |
| 昭和六十四年度 | 三百十億円       |
| 昭和六十五年度 | 三百四十億円      |
| 昭和六十六年度 | 三百八十億円      |
| 昭和六十七年度 | 四百十億円       |
| 昭和六十八年度 | 四百五十億円      |
| 昭和六十九年度 | 四百九十億円      |
| 昭和七十年   | 五百三十七億五千万円  |

附則に次の一条を加える。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十四条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎となるべきことができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができる。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

| 道府県  | 一 警察費     | 二 土木費      | 1 道路橋りよう費  | (1) 経常経費   | (2) 投資的経費  | 2 河川費                 | (1) 経常経費              | (2) 投資的経費             | 3 港灣費                 | (1) 経常経費  | (2) 投資的経費 | 4 その他の土木費 | (1) 経常経費  | (2) 投資的経費 | 三 教育費     | 1 小学校費    | 2 中学校費    | 3 高等学校費   | (1) 経常経費  |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| の種別  | 警察職員数     | 道路の面積      | 道路の延長      | 河川の延長      | 河川の延長      | 港灣（漁港を含む）におけるけい留施設の延長 | 港灣（漁港を含む）におけるけい留施設の延長 | 港灣（漁港を含む）におけるけい留施設の延長 | 港灣（漁港を含む）におけるけい留施設の延長 | 人口        | 人口        | 人口        | 人口        | 人口        | 教職員数      | 教職員数      | 教職員数      | 教職員数      | 教職員数      |
| 測定単位 | 一人につき     | 千平方メートルにつき | 一キロメートルにつき | 一キロメートルにつき | 一キロメートルにつき | 一メートルにつき              | 一メートルにつき              | 一メートルにつき              | 一メートルにつき              | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     | 一人につき     |
| 費用   | 五、五七五、〇〇〇 | 一八七、〇〇〇    | 三、五六一、〇〇〇  | 六五、〇〇〇     | 三九七、〇〇〇    | 一九、二〇〇                | 七、一二〇                 | 五五〇                   | 二、五九〇                 | 二、六六八、〇〇〇 | 二、七七五、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 | 四、五九〇、〇〇〇 |





昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 地方交付税法の一部を改正する法律案

| 市町村                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市町村                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 一 消防費<br>二 土木費<br>1 道路橋り<br>よう費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>2 港湾費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>3 都市計画<br>費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>4 公園費<br>(1) 経常経<br>費 | 人口<br>一人につき<br>四、七二〇                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 十 地方税減収<br>補てん償還<br>地方税の減収補<br>てんのため昭和<br>五十年から昭和<br>五十四年度にお<br>いて特別に発行<br>を許可された地<br>方債の額<br>昭和五十一年度<br>から昭和五十四<br>年度までの各年<br>度の財源対策の<br>ため当該各年度<br>において発行を<br>許可された地方<br>債の額                                                                                                            | 千円につき<br>一六八<br>千円につき<br>二〇一                                   |
|                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                |
| 三 教育費<br>1 小学校費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>2 中学校費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>3 高等学校<br>費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>4 その他の<br>教育費                        | 児童数<br>一人につき<br>二〇、八〇〇<br>学級数<br>一学級につき<br>四二九、〇〇〇<br>学校数<br>一校につき<br>三八六五、〇〇〇<br>学級数<br>一学級につき<br>三六〇、〇〇〇<br>生徒数<br>一人につき<br>一九、四〇〇<br>学級数<br>一学級につき<br>五五八、〇〇〇<br>学校数<br>一校につき<br>三八七、〇〇〇<br>学級数<br>一学級につき<br>三六〇、〇〇〇<br>教職員数<br>一人につき<br>四、七三五、〇〇〇<br>生徒数<br>一人につき<br>二九、三〇〇<br>生徒数<br>一人につき<br>一九、〇〇〇 | 五 下水道費<br>人口集中地区人<br>口<br>一人につき<br>一六三<br>六 その他の<br>土木費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>三 教育費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>四 小学校費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>五 中学校費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>六 高等学校<br>費<br>(1) 経常経<br>費<br>(2) 投資的<br>経費<br>七 その他の<br>教育費 | 人口<br>一人につき<br>二六四<br>人口<br>一人につき<br>六一五<br>人口<br>一人につき<br>三四七 |
|                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                |

|                   |           |    |       |       |
|-------------------|-----------|----|-------|-------|
| 四<br>厚生労働費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 三、六七〇 |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 一三五   |
| 三<br>保健衛生費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 二、五二〇 |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四八四   |
| 二<br>社会福祉費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 一、〇四〇 |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 一、〇四〇 |
| 一<br>生活保護費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 三、三〇〇 |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 三、三〇〇 |
| 五<br>産業経済費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 三、二八〇 |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 四<br>清掃費          | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 三<br>労働費          | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 二<br>農林水産業費       | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 一<br>その他の経費       | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 六<br>その他の行政費      | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 七<br>災害復旧費        | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 八<br>特定債償還費       | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 九<br>辺地対策事業債償還費   | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 十<br>特別事業債償還費     | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |
| 十一<br>地方税減収補てん償還費 | (1) 経常経費  | 人口 | 一人につき | 四三七   |
|                   | (2) 投資的経費 | 人口 | 一人につき | 四三七   |

十二 財源対策  
償還費

昭和五十一年度から昭和五十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額

千円につき

二〇一

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十八年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十九年度まで」、「昭和五十五年度から昭和六十八年度まで」の各年度分にあつては昭和五十四年度分を「昭和五十五年度分」にあつては昭和五十四年度分の借入金限度額に八千九百五十億円を加算した額から三千六百十九億六千万円を控除した額（以下「昭和五十五年度分の借入金限度額」という。）、昭和五十六年度から昭和六十九年度までの各年度分にあつては昭和五十五年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

| 年 度     | 控 除 額       |
|---------|-------------|
| 昭和五十六年度 | 三千四百八十億円    |
| 昭和五十七年度 | 三千九百四十億円    |
| 昭和五十八年度 | 四千四百五十億円    |
| 昭和五十九年度 | 五千九百七十億円    |
| 昭和六十年年度 | 八千二百十九億八千万円 |
| 昭和六十一年度 | 七千五百四十一億円   |
| 昭和六十二年度 | 五千六百七十億円    |
| 昭和六十三年度 | 四千九十億円      |
| 昭和六十四年度 | 四千五百三十億円    |
| 昭和六十五年度 | 四千九百九十億円    |
| 昭和六十六年度 | 五千五百億円      |
| 昭和六十七年度 | 六千七十億円      |
| 昭和六十八年度 | 六千七百十億円     |
| 昭和六十九年度 | 四千五百十億円     |

附則第五項中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額と第二号に掲げる額」の下に「を含む臨時地方特例交付金の額三千七百九十五億円」を加え、「昭和六十年年度から昭和六十二年年度までの各年度分にあつては第

二号から第四号まで」を「昭和六十年年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分にあつては第二号から第五号までに掲げる額と第四号に掲げる額とを「第三号から第五号までに掲げる額」に改め、「昭和六十九年度分にあつては」の下に「第四号に掲げる額と第五号に掲げる額との合算額を加算した額とし、昭和七十年年度分にあつては」を加え、「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第六項に規定する臨時地方特例交付金の額

| 年 度     | 臨時地方特例交付金の額 |
|---------|-------------|
| 昭和六十一年度 | 二百四十億円      |
| 昭和六十二年度 | 二百六十億円      |
| 昭和六十三年度 | 二百九十億円      |
| 昭和六十四年度 | 三百十億円       |
| 昭和六十五年度 | 三百四十億円      |
| 昭和六十六年度 | 三百八十億円      |
| 昭和六十七年度 | 四百十億円       |
| 昭和六十八年度 | 四百五十億円      |
| 昭和六十九年度 | 四百九十億円      |
| 昭和七十年年度 | 五百三十七億五千万円  |

〔後藤正夫君登壇 拍手〕

○後藤正夫君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和五十五年度分の地方交付税の総額として、臨時地方特例交付金三千七百九十五億円、交付税特別会計借入金八千九百五十億円を受け入れるための所要の措置を講ずること、借入金の償還は昭和六十一年度から昭和七十年年度までの間に分割して行い、その間の国の負担分について各年度ごとの額を定めること、地方団体の財政需要の増加に対処するため各種の単位費用を改正すること等を主な内容としております。

昭和五十五年度に交付される地方交付税総額は、前年度からの繰越分、国税三税の三二・〇分、今回の総額の特例措置分を合わせて八兆七千七百七十五億円が予定されております。

委員会におきましては、地方財源不足の解消対策、基準財政需要額の算定方法、生活環境の整備等、当面する諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党、日本共産党共同提出の、昭和五十六年度から地方交付税率の八分引き上げ、臨時地方特例交付金の増額、基準財政需要額の算定方法の改正等と内容とする修正案について佐藤委員より趣旨説明が行われました。本修正案は予算を伴うものであり、後藤自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられております。

討論に入りましてところ、日本社会党を代表し

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案

て志告委員、公明党を代表して阿部委員、日本共產党を代表して神谷委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して金丸委員より、修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第九 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長長峯山昭範君。

審査報告書

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年五月八日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の家族関係の実態等にかんがみ、配偶者の相続分の引上げ等を行い、兄弟姉妹の代襲相続人の範囲を制限し、遺産分割の実質的な衡平を実現するため寄与分制度を新設し、分割のための遺産の換価の手續の整備等を図るとともに、家事審判の実効性を確保するため、審判前の保全処分に執行力を付与する等の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案

民法及び家事審判法の一部を改正する法律案

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一

部を次のように改正する。

第八百八十九条第二項中「及び第三項」を削る。

第九百条第一号中「子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号中「三分の二」を「四分の三」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。  
第九百一条第二項中「直系尊属」を「子」に改める。

第九百四条の次に次の一条を加える。

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を除いたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定によつて算定した相続分に寄与分を加えた額をもつてその者の相続分とする。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。

第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があつた場合又は第九百十條に規定する場合にすることができる。

第九百六条中「職業」を「年齢、職業、心身の状態及び生活の状況」に改める。

第一千二十八条第一号を次のように改める。

一 直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一

第一千二十八条第二号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項乙類第九号の次に次の一号を加える。

九の二 民法第九百四条の二第二項の規定による寄与分を定める処分

第十五条の四を第十五条の七とし、第十五条の三を第十五条の六とし、第十五条の二を第十五条の五とし、第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二 第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判又は次条第一項若しくは第二

項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む)若しくはこれを取り消す裁判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所の定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、戸籍の記載を嘱託しなければならない。

第十五条の三 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

前項の規定による審判(以下「審判前の保全処分」という。)が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

前二項の規定による審判は、疎明に基づいてする。

前項の審判は、これを受ける者に告知することによつてその効力を生ずる。

第九条に規定する審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、第三項の審判に代わる裁判を行う。

審判前の保全処分の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定に従つてする。

民事訴訟法第五百十三条、第七百三十七

条、第七百四十一条第二項から第四項まで、第七百四十三条、第七百五十五条、第七百五十八條及び第七百六十条の規定は、審判前の保全処分について準用する。

第十五条の四 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対して、遺産の全部又は一部について競売し、その他最高裁判所の定めるところにより換価することを命ずることができる。

前条第二項の規定は、前項の規定による審判について準用する。

前二項の規定は、民法第九百五十八條の三第一項の規定による相続財産の処分の審判について準用する。この場合において、第一項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替へるものとする。

第十六条中「者にこれを」を「者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について」に改める。

第二十五条の二中「第十五条の二から第十五条の四まで」を「第十五条の五から第十五条の七まで」に改める。

第二十七条中「三千元」を「五万円」に改める。

第二十八条第一項中「第十五条の三」を「第十五条の六」に、「五千元」を「十万円」に改める。

第二十九条第二項中「昭和五十四年法律第四

号」を削る。

第三十条第一項中「五千元」を「十万円」に改める。

第三十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に開始した相続に関して、なお、第一条の規定による改正前の民法の規定を適用する。

(家事審判法の罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する家事審判法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「若しくは請求」を「請求若しくは嘱託」に改める。

(相続税法の一部改正)

5 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項第二号イ中「三分の一」を「二分の一」に改める。

第三十二条中「左の」を「次の」に、「因り」を

「より」に、「民法の規定」を「民法第九百四条の二を除く。」の規定に、「取消」を「取消し」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第五十五条中「因り」を「より」に、「民法の規定」を「民法(第九百四条の二を除く。)」の規定に、「但し」を「ただし」に改める。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の相続税法の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

7 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項の上欄ニ中「第十五条の三」を「第十五条の六」に改める。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君 ただいま議題となりました民法及び家事審判法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の家族関係の実態等にかんがみ、相続分の引き上げ等による配偶者の優遇、寄与分制度の新設等を図ろうとするもので、その主

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 民法及び家事審判法の一部を改正する法律案

な内容は次のとおりであります。

第一に、配偶者の相続分を、子と相続する場合は二分の一に、直系尊属と相続する場合は三分の一に、兄弟姉妹と相続する場合は四分の三に、それぞれ引き上げること。第二に、兄弟姉妹を代襲して相続人となる者は兄弟姉妹の子に限ること。第三に、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人は、遺産分割に際し、相当額の財産を取得できるものとし、遺産分割の実質的

衡平を図るとともに、その基準を明確にすること。第四に、家事審判法に審判前の保全処分制度を設け、執行力を付与し、審判の実効を確保するとともに、家庭裁判所は、遺産分割の審判のため遺産の換価を命ずることができること。第五に、過料等の額の改定、相続税における配偶者の負担軽減措置など所要の改正を行うこと等であり

ます。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、夫婦財産制、寄与分を請求できる者の範囲、寄与分制度の運用と裁判所の対応、非嫡出子の相続分、遺言制度の普及と本改正法の周知について政府のとりべき措置等について質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、寺田委員より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君  
副議長 秋山 長造君

議員  
和泉 照雄君 渡部 通子君  
内田 善利君 峯山 昭範君  
井上 計君 亀長 友義君  
馬場 富君 黒柳 明君  
上林繁次郎君 阿部 憲一君  
金丸 三郎君 遠藤 政夫君  
中野 明君 原田 立君  
田代富士男君 宮崎 正義君  
栗林 卓司君 木島 則夫君  
金井 元彦君 河本嘉久蔵君  
矢追 秀彦君 渋谷 邦彦君  
柏原 ヤス君 藤井 恒男君  
片山 正英君 多田 省吾君  
小平 芳平君 中尾 辰義君  
新谷寅三郎君 上原 正吉君

八木 一郎君 下村 泰君  
山田 勇君 円山 雅也君  
前島英三郎君 市川 房枝君  
青島 幸男君 有田 一寿君  
北 修二君 熊谷 弘君  
下条進一郎君 田原 武雄君  
高橋 圭三君 成相 善十君  
岩崎 純三君 後藤 正夫君  
佐々木 満君 森下 泰君  
竹内 潔君 鈴木 正一君  
野呂田芳成君 志村 愛子君  
古賀雷四郎君 中村 禎二君  
原文兵衛君 斎藤 十朗君  
梶木 又三君 初村滝一郎君  
稲嶺 一郎君 細川 護熙君  
小林 国司君 中山 太郎君  
大石 武一君 郡 祐一君  
塚田十一郎君 熊谷太三郎君  
楠 正俊君 鍋島 直昭君  
戸塚 進也君 夏目 忠雄君  
望月 邦夫君 堀内 俊夫君  
増岡 康治君 岩上 二郎君  
三浦 八水君 山本 富雄君  
中村 啓一君 林 寛子君  
福島 茂夫君 藤井 裕久君  
降矢 敬義君 高平 公友君  
衛藤征士郎君 浅野 祐君  
宮田 輝君 藤川 一秋君

福岡日出磨君 堀山威一郎君  
秦野 章君 林 道君  
中村 太郎君 中西 一郎君  
坂元 親男君 青井 政美君  
石破 二郎君 藤田 正明君  
嶋崎 均君 桧垣徳太郎君  
石本 茂君 世耕 政隆君  
上田 稔君 徳永 正利君  
木村 睦男君 植木 光教君  
小澤 太郎君 岩動 道行君  
町村 金五君 玉置 和郎君  
伊江 朝雄君 柿沢 弘治君  
遠藤 要君 森田 重郎君  
野末 陳平君 降矢 敬雄君  
堀江 正夫君 真鍋 賢二君  
高杉 勉忠君 村沢 牧君  
勝又 武一君 高橋 誉富君  
坂野 重信君 広田 幸一君  
久保 巨君 大鷹 淑子君  
岡田 広君 山内 一郎君  
西村 尚治君 内藤三郎君  
片岡 勝治君 長田 裕二君  
西ヶ久保重光君 山崎 昇君  
小野 明君 坂倉 藤吾君  
佐藤 三吾君 下田 京子君  
大森 昭君 松前 達郎君  
龜山 篤君 安恒 良一君  
吉田 正雄君 大木 正吾君

議長の報告事項  
去る四月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

永野 嚴雄君 堀江 正夫君

國務大臣  
(行政管理局長) 宇野 宗佑君

國務大臣  
(總理府總務長官) 小淵 惠三君

郵政大臣 大西 正男君  
自治大臣 後藤田正晴君

農林水産大臣 武藤 嘉文君  
厚生大臣 野呂 恭一君

法務大臣 倉石 忠雄君  
大蔵大臣 竹下 登君

## 國務大臣

河田 賢治君

栗原 俊夫君

村田 秀三君

小谷 守君

立木 洋君

寺田 熊雄君

香脱タケ子君

橋本 敦君

丸谷 金保君

神谷信之助君

## 地方行政委員

辞任

補欠

菅野 儀作君

衛藤征士郎君

中村 太郎君

金丸 三郎君

宮之原貞光君

佐藤 三吾君

## 法務委員

辞任

補欠

中西 一郎君

斎藤栄三郎君

堀江 正夫君

永野 嚴雄君

佐藤 三吾君

宮之原貞光君

## 外務委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君

菅野 儀作君

浅野 祐君

秦野 章君

岩上 二郎君

安孫子藤吉君

久次米健太郎君

大鷹 淑子君

伊江 朝雄君

夏目 忠雄君

## 大蔵委員

辞任

補欠

真鍋 賢二君

塚田十一郎君

金丸 三郎君

中村 太郎君

秦野 章君

浅野 祐君

安永 英雄君

片岡 勝治君

## 文教委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

堀見 俊二君

井上 吉夫君

山東 昭子君

## 決算委員

辞任

補欠

浅野 祐君

永野 嚴雄君

熊谷 弘君

藤井 裕久君

嶋崎 均君

藤川 一秋君

夏目 忠雄君

伊江 朝雄君

鍋島 直紹君

坂元 親男君

## 懲罰委員

辞任

補欠

二木 謙吾君

鍋島 直紹君

山崎 竜男君

坂野 重信君

遠藤 政夫君

永野 嚴雄君

山本 富雄君

長谷川 信君

上條 勝久君

後藤 正夫君

増岡 康治君

玉置 和郎君

伊江 朝雄君

中山 太郎君

降矢 敬義君

源田 実君

## エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

田代由紀男君

降矢 敬義君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。



行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

国際捜査共助法案

法務委員会に付託

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

都市再開発法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

農地法の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案

法律案

農用地利用増進法案

農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

日本学校健康会法案

文教委員会に付託

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

農用地利用増進法案

農地法の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案

法律案

農林水産委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案（安永英雄君外二名発議）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員二宮文造君提出在日外国人に対する権益擁護に関する質問に対する答弁書

参議院議員二宮文造君提出郵趣に関する質問に対する答弁書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引

の件

に關する条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に關する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

放法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船舶のトン数の測定に関する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨通知書を受領した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に關する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、佐方信博君、田中眞一郎君、田村祐造君及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

及び西村俊一君を任命することに同意した旨内閣

に通知した。  
同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十一年度政府関係機関決算書

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律  
恩給法等の一部を改正する法律

刑事補償法の一部を改正する法律  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律  
船舶のトン数の測定に関する法律  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件  
千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件  
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律  
同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和五十三年度において防災に関してとつた

措置の概況及び昭和五十一年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。又同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和五十一年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

#### 記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日  
官職名 官職名  
経済企画庁長官官房会計課長 古岡 博之君 経済企画庁調査局 昭雲・四三審議官

同日議院において採択した「地震防災対策強化地域内の長大橋整備に関する請願」外百十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

去る四月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

柄谷 道一君

井上 計君

社会労働委員

辞任

補欠

井上 計君

柄谷 道一君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

二木 謙吾君

夏目 忠雄君

法務委員

辞任

補欠

斎藤栄三郎君

長田 裕二君

田代由紀男君

長谷川 信君

外務委員

辞任

補欠

夏目 忠雄君

二木 謙吾君

社会労働委員

辞任

補欠

長田 裕二君

丸茂 重貞君

長谷川 信君

田代由紀男君

商工委員

辞任

補欠

丸茂 重貞君

斎藤栄三郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任

補欠

阿具根 登君

大森 昭君

浜本 万三君

吉田 正雄君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

土地増価税法案(山田耻目君外八名提出)

国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外八名提出)

去る四月三十日議員から次の議案が提出された。

よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名発議)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

北方地域旧漁業権者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(岡田利春君外四名提出)

同日議長は、オランダ王国ベアトリックス王女殿下の女王御即位に對し、同国上院議長宛、次の祝電を発送した。

ベアトリックス王女殿下の女王御即位に衷心より祝意を表します。この機会に貴議長閣下の御健康と日本・オランダ王国両国友好関係の一層の発展を祈ります。

去る一日議長は、さきに逝去された議員寺下岩蔵君に對し次の弔詞を贈呈した。

参議院は議員正五位勲三等寺下岩蔵君の長逝に對しついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長より本院議長宛、次の祝電を接受した。

天皇誕生日に際し閣下に心からお祝いを申し上げます。先般の人民議會議員団の訪日により、両国の議會間及び国民間の相互理解が増進し、両国関係の発展に寄与したものと確信いたして

おります。閣下の御健康と今後の一層の御活躍をお祈りします。

同日ドラゴスラフ・マルコヴィッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會議長より本院議長宛、次の祝電を接受した。

天皇誕生日に際しユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會を代表して、友好的な日本の平和と繁栄の一層の増進を祈念し心から御挨拶申し上げます。また、貴議長閣下並びに議員各位の御健康と御多幸を心よりお祈りいたします。

同日議長は、天皇誕生日に際しての祝辞、祝電に對し、ウラジミール・ボネフ・ブルガリア人民共和国人民議會議長、ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議會議長及びドラゴスラフ・マルコヴィッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議會議長宛、それぞれ次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し御懇篤なる祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて貴国の御繁栄と両国の友好関係の一層の発展を祈ります。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山中 郁子君

市川 正一君

商工委員

辞任

補欠

市川 正一君

山中 郁子君

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

井上 計君

柄谷 道一君

外務委員

辞任

補欠

森田 重郎君

柿沢 弘治君

社会労働委員

辞任

補欠

柄谷 道一君

井上 計君

農林水産委員

辞任

補欠

田原 武雄君

亀長 友義君

熊谷太三郎君

増岡 康治君

鈴木 省吾君

高平 公友君

商工委員

辞任

補欠

柿沢 弘治君

森田 重郎君

## 運輸委員

辞任

補欠

高平 公友君

鈴木 省吾君

## 建設委員

辞任

補欠

増岡 康治君

熊谷太三郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

## 大蔵委員会

理事

浅野 拡君 (浅野拡君の補欠)

## 農林水産委員会

理事

岩上 二郎君 (岩上二郎君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名発議)

同日議長は、予備審査のため次の議員提出案を衆議院に送付した。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、ヨシブ・プロズ・チトー・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国大統領の逝去に対して弔意を表するため、ドラゴスラフ・マルコヴィッチ同国連邦議長を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

柿沢 弘治君

補欠

森田 重郎君

外務委員

辞任

田原 武雄君

補欠

た。

偉大な指導者ヨシブ・プロズ・チトー大統領閣下の訃報に接し、まことに哀惜の念に堪えません。日本国参議院を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

柿沢 弘治君

補欠

森田 重郎君

外務委員

辞任

田原 武雄君

補欠

亀長 友義君

片山 甚市君

大蔵委員

辞任

渡辺 武君

補欠

河田 賢治君

文教委員

辞任

土屋 義彦君

補欠

最上 進君

小巻 敏雄君

上田耕一郎君

社会労働委員

辞任

石本 茂君

補欠

高橋 圭三君

片山 甚市君

増岡 康治君

高平 公友君

鈴木 省吾君

河田 賢治君

渡辺 武君

商工委員

辞任

補欠

森田 重郎君

柿沢 弘治君

運輸委員

辞任

補欠

鈴木 省吾君

高平 公友君

通信委員

辞任

補欠

高橋 圭三君

石本 茂君

杏脱タケ子君

小笠原貞子君

建設委員

辞任

補欠

熊谷太三郎君

増岡 康治君

最上 進君

土屋 義彦君

上田耕一郎君

小巻 敏雄君

地方行政委員

辞任

補欠

熊谷太三郎君

増岡 康治君

最上 進君

土屋 義彦君

上田耕一郎君

小巻 敏雄君

労働基準法の一部を改正する法律案(安田修三君外八名提出)

辞任

補欠

永野 厳雄君

坂元 親男君

佐藤 三吾君

加瀬 完君

野口 忠夫君

小野 明君

小山 一平君

坂倉 藤吉君

戸塚 進也君

堀江 正夫君

加藤 武徳君

降矢 敬義君

鈴木 正一君

岡田 広君

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

温泉保護に関する質問主意書(鈴木一弘君提出)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

源田 実君

補欠

熊谷 弘君

中西 一郎君

高平 公友君

岡田 広君

鈴木 正一君

杏脱タケ子君

井上 計君

市川 正一君

榎谷 道一君

夏目 忠雄君

降矢 敬義君

加藤 武徳君

降矢 敬義君

鈴木 正一君

岡田 広君

戸塚 進也君

堀江 正夫君

加藤 武徳君

降矢 敬義君

鈴木 正一君

岡田 広君

戸塚 進也君

堀江 正夫君

昭和五十五年五月九日 参議院会議録第十二号 議長報告事項

一一一五

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

一一六

外務委員  
加瀬 完君  
阿具根 登君  
丸谷 金保君  
佐藤 三吾君

大蔵委員  
亀長 友義君  
片山 基市君  
小野 明君  
坂野 重信君  
田中寿美子君  
野口 忠夫君

建設委員  
中村 太郎君  
坂野 重信君  
竹田 四郎君  
和田 静夫君  
福岡 知之君  
丸谷 金保君  
鈴木 一弘君  
河田 賢治君  
市川 房枝君

社会労働委員  
高橋 圭三君  
田中寿美子君  
渡部 通子君  
香脱タケ子君  
井上 計君

農林水産委員  
宮田 輝君  
久次米健太郎君  
熊谷太三郎君  
坂元 親男君  
渡辺 武君

商工委員  
下条進一郎君  
吉田 正雄君  
大森 昭君  
伊江 朝雄君  
高橋 圭三君  
石本 茂君  
永野 嚴雄君  
河田 賢治君

補欠  
上田 稔君  
福岡 知之君  
和田 静夫君

運輸委員  
伊江 朝雄君  
高平 公友君  
宮田 輝君  
中西 一郎君

通信委員  
熊谷 弘君  
石本 茂君  
小澤 太郎君  
新谷寅三郎君  
小谷 守君  
坂倉 藤吾君  
青島 幸男君

建設委員  
上田 稔君  
土屋 義彦君  
新谷寅三郎君  
小谷 守君  
坂倉 藤吾君  
青島 幸男君  
市川 房枝君

建設委員  
上田 稔君  
土屋 義彦君  
新谷寅三郎君  
小谷 守君  
坂倉 藤吾君  
青島 幸男君  
市川 房枝君

地方行政委員会  
衛藤征士郎君  
理事 金丸 三郎君  
理事 佐藤 三吾君  
理事 增岡 康治君  
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を冲縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

くも一年を経過しようとしているが、在日外国人に対する社会保障を中心とする行政上の処遇の改善は遅々として進んでいない。

在日外国人の日本居住の歴史的社会的背景を勘案するとき、看過し得ない喫緊の課題である。

このような観点に立つて、在日外国人に対する権益擁護について、次の諸点の質問をする。

一 国内法上あるいは行政上の在日外国人に対する処遇について、政府の実態認識は不十分であり、従って行政の対応は場当たり的で基本的問題に対する取り組みがなされていない。

そこで、内閣に、在日外国人に対する行政の実態を明らかにし、権益擁護を総合的、統一的に検討し、処遇改善の具体的施策を明示するための審議機関を設けるべきだと考えるが、その考えはないか。

二 当面の問題として、在日外国人に対し、国民年金、児童手当、児童扶養手当制度等の社会保障の諸施策が適用されるよう国内法の整備の検討がなされているものと思われるが、その経過並びに結果はどうなっているか。

三 今国会提出が検討されている国公立大学への外国人(教授・助教)任用のための立案作業はどうなっているか。また、この問題に対する基本的考え方はどうか。

右質問する。

右質問する。

右質問する。

右質問する。

右質問する。

右質問する。

右質問する。

関係各省庁において十分検討しつつ努力して、  
るところであり、御提案のような審議機関を設  
ける必要はないと考える。

## 二について

御指摘の各制度における外国人適用の問題に  
ついては、各制度の性格、技術的問題点等を踏  
まえて、慎重に検討を行っているところであ  
る。

## 三について

外国人を国立大学の教授等に任用すること  
については、教育・学術の国際化・高度化の観  
点から積極的に検討すべき課題と考えるが、公  
務員の任用に関する基本的な問題等があるの  
で、慎重に検討を行っているところである。

## 郵趣に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

昭和五十五年四月二十一日

二宮 文造

参議院議長 安井 謙殿

## 郵趣に関する質問主意書

明治四年四月二十日に最初の普通切手として、  
竜文四種の手彫切手が発行されてから一〇九年。  
国家的文化遺産である郵便切手、郵便はがき、あ  
るいはそれらが使用された封筒類、初日カバー、  
消印等を収集する郵便人口は、若男女を問わ  
ず、四百万人とも、五百万人ともいわれており、  
落ち込みを続ける郵便財政を大きく下支えしてい  
る。従つて、政府は郵趣を度外視して郵便財政の  
好転は望めない時代に入っていることを深く認識  
し、真に収集家の要望に耳を傾け、郵趣動向を的  
確に把握するとともに、積極的に施策の改善に取  
り組むべきである。

よつて、切手趣味週間因む特殊切手発売の初  
日に際し、次の諸点について政府の明確な答弁を

求めたい。

一 郵便財政に占める郵趣の貢献度について  
(1) 最近年次における郵便切手及び郵便はがき  
等の収入総額を、それぞれ発行目的別、ある  
いは使用目的別に細目にわたつて報告願いた  
い。また、印刷等の製造原価総額は、それぞ  
れに対応し、どうなっているか。

(2) 昭和五十四年三月十四日に発行された「全  
国電話自動化完了記念切手」(グラフィック四色  
刷、額面五十円、シート構成二十枚)の一  
シート当りの製造原価は十六円六十九銭(つ  
まり五十円切手一枚当り八十三銭四厘五毛)  
であるといわれているがどうか。また、これ  
より高額、あるいは低額のものがあれば、そ  
の実例を報告願いたい。

(3) 発行される記念・特殊切手の九〇%以上  
が、その都度、収集家の手元に退蔵されると  
いわれている。これに普通切手等の分が加わ  
るので、その退蔵総額は莫大で計り知れな  
い。この際、政府はこれまでの郵趣に対する  
認識の欠如を率直に反省するとともに、施策  
の充実を努めるべきではないか。

二 記念・特殊切手の発売方法の改善について  
(1) イギリス、フランス、西ドイツ、アメリカ  
等の郵趣の先進諸国では、記念切手を発行  
後、暫くは普通切手の代りに発売し、勤労者  
や学生が発売初日に無理なくとも、容易に  
求めることができるようにしているが、わが  
国においても、そのように改めるべきではな  
いか。

(2) 東京中央郵便局の切手普及課が担当してい  
る記念・特殊切手の通信販売は、未だに、収  
集家の改善要望の声を無視し続け、発売一カ  
月前もの締切り日を設け、しかも、単片の二  
枚とか、三枚という少数は受け付けず、一  
シート単位でしか販売しない。郵趣の先進諸  
国では、数は自由であり、寄託金制度等を設  
け、自動的に少数の販売に応じている。現在

の一シート単位での販売方法は早急に改める  
べきではないか。

(2) に関連して、コイル切手(ロール切手と  
もいう)とか、一部の半端な額面の普通切手  
を求めようとする場合には、わざわざ大都市  
の郵便局まで足を運ばなければ入手できない  
のが実情である。収集家から要望の多い普通  
切手の通信販売も行うようにすべきではない  
か。

## 三 新コイル切手の発売方法の改善について

(1) 昭和五十四年四月二日から、一部の郵便局  
で十円、二十円、五十円、百円の四種類の新  
しいコイル切手が自動販売機により発売され  
ているが、その発売局、製造枚数、これまで  
の発売枚数を、それぞれ報告願いたい。

(2) 本年十月まで割当て制を採用することに  
しているが、その理由は何か。また、今  
後の発売計画も明らかにしていただきたい。  
(3) 割当て制を採用し、発売局を限定してい  
ることから、目下、品薄状態にあり、多くの切  
手店では、これらの未使用切手を額面の三倍  
から五倍で販売しており、初日用日付印が押  
印された十円と百円の初日カバーに至つては  
千円以上の値段を付しているところもある。  
こうした実情を把握しているか。

(4) 郵趣の先進諸国では、コイル切手は自動販  
売機で発売するためではなく、窓口で担当者  
が一枚二枚と売り易くするために製造してい  
る。また、大口利用者は一巻単位で発売  
し、使用の便を図っている。郵趣の健全な普  
及・育成の観点からも、今日のような発売の  
在り方は早急に改めるべきではないか。

## 四 切手帳の積極的な販売について

諸外国では、郵便切手を家庭に買い置きし、  
いつでも郵便物の差し出しができるようにする  
「郵便切手帳」の普及に努めている。わが国にも  
同じような切手帳はあるが、周知の不徹底、組  
み合せ方の不合理、あるいは発売局を限定して

いる等の理由から、ほとんど普及されていない  
のが実情である。これらの点を早急に改善し  
て、積極的に発売し、利用者の便を図るべきで  
はないか。

## 五 普通切手の図案の統一化について

わが国の普通切手の図案には統一性がない。  
人物があつたかと思えば、動物、植物、仏像も  
ある。また、三十年前の図案もある。よくい  
えば「バラエティに富んでいる」が、大多数の収  
集家の目には「支離滅裂な構成」としか映らず、諸  
外国から「普通切手の開発途上国」「世界の郵趣  
界の不思議」と酷評されている。世界の大勢  
は、統一した図案でまとめるのを原則としてお  
り、四、五年ごとに全面的な図案の改正を行つ  
ている。例えばイギリスやフランスでは同図案  
で額面ごとに刷色を変えており、カナダやオ  
ーストラリアでは同じ構図の中に違つた図案を組  
み入れている。こうしたやり方を手本に、普通  
切手の図案の統一化を図るべきではないか。

## 六 「銭位」の切手等の取扱について

(1) 現在、使用禁止の措置が講じられている切  
手等にはどのようなものがあるか。また、そ  
の禁止規定はどうなっているか。

(2) 「銭位」の切手等の強制通用能力をめぐつ  
て、しばしば疑問が提起されるが、今日の通  
貨価値からみて、これら「銭位」の切手は使用  
禁止等の措置を講じ、すつきりさせるべきで  
はないか。

## 七 広告入りはがきの発行について

(1) 昭和二十四年八月から昭和二十七年五月に  
かけて、「広告入り消印」を実施したことがある  
が、その実施要領はどうであつたか。また、  
使用標語にはどのようなものがあつたか。

(2) 「広告入り消印」は、利用度が高まるにつれ  
て、郵便物に差出人の予期しない広告が現わ  
れることに非難が浴びせられたために廃止さ  
れたというが、今国会に提案されている「郵  
便法等の一部を改正する法律案」に盛り込ま

昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 質問主意書及び答弁書

れている「広告入りはがき」も、廃止に迫いやられる結果とならないか。

(3) 「広告入りはがき」への広告挿入はどのような形式にする考えか。

(4) 「広告入りはがき」の料金は「普通はがき」に比べて、どの程度安くする考えか。

(5) 多くの収集家から「広告入りタバコのように、「広告入りはがき」が知らない間に、次から次へと発行されたら、収集ができない」という声が寄せられているが、どう対処する考えか。

八 特別日付印(記念スタンプ)の押印サービスの改善について

(1) 名所・史跡・天然記念物等の所在地の郵便局において使用するその地の代表的な風景、産物等を描いた「風景入り通信日付印」の使用局が三〇〇局もあるのに、対し、国家的、国民的な重要記念事項、あるいは規模の大きな博覧会開催等に因み、期間を限って使用する「特殊通信日付印」の使用局は、多くても一〇六局に絞っているが、容易に収集できるように使用局を拡大すべきではないか。

(2) ハトの印をあしらった「初日用通信日付印」の記念押印は、現在、切手の発売初日に限定されているが、諸外国の例に倣って、一週間ぐらいいは押印するように改めるべきではないか。また、さらに進めて、米国等で行っている、切手発行後に収集家が封筒等に貼り付けたあと、期間を限って記念押印を行う扱いも考えるべきではないか。

(3) ローカルの記念行事・催し等の際に関係郵便局、あるいは切手展の会場等に開設する郵便局臨時出張所において、期間を限って使用する「小型記念通信日付印」(小型スタンプ)を多様化し、収集対象の拡大を図るべきではないか。

(4) 「小型記念通信日付印」の記念事項名称の表をめぐって、しばしば申請者との間にトラ

ブルがあるようであるが、その名称基準はどうなっているか。

九 普通通信日付印の改善について

(1) 「普通通信日付印」の中で、よく使われている「備型印」は、明治三十九年から実に七十五年間も、同型式で使用されているが、多くの収集家から「美的感覚に欠け、国家的文化遺産である切手等を台無しにしている」との声が絶えない。もつと美しいものに変えるべきではないか。

(2) 「標準印」は、現在、「郵便事業に関するもの」に限定しているようであるが、この多様化についても検討すべきではないか。

十 海外施策の充実について

(1) 現在講じている海外施策にはどのようなものがあるか。

(2) 民間主催の切手展に、昨年はアメリカ郵政局の「月の郵便局」が、本年は国連本部の郵便局が、それぞれ特別ブースを出し、新切手の額面販売や記念カードの贈呈等を行い、大変な人気を博したが、わが国としても、郵趣の国際交流に積極的に取り組むべきではないか。

(3) 日本語版による「世界切手カタログ」の出版が渴望されているが、郵政省の所管する公益法人等に、その出版を検討させてはどうか。

十一 民間切手展に対する助成について

(1) いずれの郵趣団体でも、切手展の開催に要する会場費、記念カード作成費等の諸経費の捻出に苦心しており、その助成を求める声が強い。助成制度の創設について検討すべきではないか。

(2) 将来の方向として、一定地域ごとに展示場を備えた郵政会館のような施設を整備し、低廉な賃料により、切手展のために貸し出しが行えるようにすべきではないか。

十二 収集家の意見反映機会の増大について

構成について再検討を行い、現在発行されている切手等を収集している人達をそれに加え、意見反映機会の増大を図るべきではないか。

(2) 広範な地域に会員組織を有する民間の郵趣諸団体から、郵趣に関する意見を聞く機会を、適宜に開くようにすべきではないか。

(3) 郵政省郵務局切手室に「郵趣に関する意見箱(仮称)」を設置するようにしてはどうか。

十三 財団法人全日本郵便切手普及協会(全郵普)の在り方について

(1) 「全郵普」の事業内容をめぐって、「公益事業よりも、収益事業が中心になつてい」との批判が絶えないが、業務別に最近年度の事業実績を詳細に報告願いたい。

(2) 民間で十分に対応できる商品販売から手を引かせ、収集家をブレンとした普及・育成活動に専念する組織に改組させるべきではないか。

(3) 使用済切手を「全郵普」に一括払い下げているが、その払い下げ価格及びその根拠規定はどうなっているか。

十四 東京国際切手展の対応について

(1) 財団法人日本郵趣連合の呼びかけで組織された東京国際切手展組織委員会(主催により、いわゆる「切手のオリンピック」が、昭和五十六年十月九日から十八日までの十日間にわたって、東京で開かれると、海外に向けて案内されているが、その概要を報告願いたい。

(2) 開催諸経費は四億円とも、五億円ともいわれているが、資金計画はどうなっているか。

(3) 諸外国の例では、開催資金調達のため、寄附金付きの記念切手を発行したところが多いが、その予定はあるか。

(4) フレーム(切手展示用額縁)製作費を郵政省が丸抱えするといわれているが、その所要額、予算上の処理はどうなっているか。

(5) 海外向け案内書の発送状況並びに参加申込み状況は、現在、どうなっているか。

(6) 国内向け案内書が未作成のようであるが、どのような形で周知徹底を図っているか。

(7) 国内の出品資格は、ここ十年来の「全日本切手展」において、銀賞以上に輝いた者に絞られているといわれているがどうか。もしそうだとすれば、出品有資格者は何人いるのか。

右質問する。

昭和五十五年四月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出郵趣に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員二宮文造君提出郵趣に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 昭和五十三年度における郵便切手類の発行目的別収入総額と印刷等の製造原価総額は、次のとおりである。

収入総額

特殊切手 四百二十一億七百万円

一般切手 二千九百四億四千四百万円

年賀葉書 五百四十九億六千九百万円

一般葉書 三百五十六億六千八百万円

製造原価

特殊切手 十億六千五百万円

一般切手 八億七千六百万円

年賀葉書 二十四億四千四百万円

一般葉書 十八億五千八百万円

(2) 「全国電話自動化完了記念切手」の一シート当たりの製造原価は、十六円六十九銭であり、そのほかこれより高い例及び安い例は次のとおりである。

## (高い例)

証券取引所一〇〇年記念切手

一シート当たり 三十七円九十八銭

## (安い例)

第一四回国際整形災害外科学会記念切手

一シート当たり 十五円九十七銭

(3) 郵趣の普及を図るため、今後とも各種施策の充実に努めることとする。

## 二について

(1) 最近の特殊切手の売りさばき状況をみると、発売初日にすべてが売り切れるという状態ではない。

また、購入のため郵便局に行けない事情のある人たちの利便を図るため、東京中央郵便局において通信販売の取扱いを行つてゐるので、その利用を勧めてゐる。

特殊切手が多くの人たちに利用される面から、今後とも需要に見合うような発行枚数の決定、郵便局への配分の適正化等について配意していくこととしたい。

(2) 通信販売で単片による申込みを処理することとなると、事務処理が煩雑となり、特に切手の切り離しの作業が加わり、人手を著しく要することとなるので実施は困難である。

(3) 普通切手は、常時この郵便局でも発売してきたものであり、また、ロール切手は、郵便切手発売機用として調製してゐるもので、通信販売を行う考えはない。

## 三について

(1) 昭和五十四年四月二日から、新型の郵便切手発売機の実用実験に伴い発売を開始した十円、二十円、五十円及び百円の各ロール郵便切手の発売局、製造枚数及び発売枚数は次のとおりである。

発売局(昭和五十五年四月二十三日現在)

十九局

五十円ロール郵便切手 赤坂局、品川局、本郷局  
便切手発売局 局

二十円及び五十円ロール郵便切手  
手発売局  
新宿局、練馬局、日本橋局、渋谷局、千種局、大阪東局、神戸中央局、博多局、札幌大通局(ただし、渋谷局及び大阪東局は昭和五十五年四月一日から発売開始)

十円・二十円・五十円及び百円ロール郵便切手  
東京中央局、神田局、麹町局、蒲田局、大森局、中野局、岡山中央局(ただし、中野局及び岡山中央局は昭和五十五年四月一日から発売開始)

製造枚数  
十円ロール郵便切手 四百六十万枚  
二十円ロール郵便切手 二百万枚  
五十円ロール郵便切手 三百五十万枚  
百円ロール郵便切手 百七十五万枚

発売枚数(昭和五十四年度発売枚数)  
十円ロール郵便切手 百八十七万枚  
二十円ロール郵便切手 八十四万枚  
五十円ロール郵便切手 六十四万枚  
百円ロール郵便切手 五十六万枚

(2) ロール郵便切手の発売制限はしていない。今後においても、需要に応じて調達し、発売していく考えである。

(3) 利用者に購入された郵便切手類が、どのような郵趣品に使用されて販売されているかは調査していない。

(4) 郵便切手発売機用のものであり、機械設置局以外の局での販売は考えていない。

## 四について

切手帳の販売についてはどの程度の需要が見込めるか、また、調製コストが一般の普通切手の二十倍もかかることからコスト面の問題もある。

り、慎重に検討することとしたい。

五について  
御指摘の点については、統一する方向で検討している。

## 六について

(1) 明治二十二年通信省令第六号によつて明治十二年までに発行された普通切手四十三種と通常葉書八種が、また、意匠が軍国主義、神道等の象徴に關係ある郵便切手及び郵便葉書使用禁止に關する省令(昭和二十二年通信省令第二十四号)によつて普通切手二十四種と楠公銅像の葉書四種の使用が禁止された。

(2) 「銭位」の切手等については、現在ほとんど使用されておらず使用禁止の意義は乏しいので、殊更に使用を禁止する考えはない。

## 七について

(1) 自動押印機を用いての、いわゆる「広告入り消印」の実施要領の概要は、次のとおりであった。

ア 広告場所 郵便葉書の料額印面の下部とする。

イ 広告面積 縦三センチメートル、横一・八センチメートル

ウ 一日平均消印数が一千通未満の局は、広告を取り扱わないこととする。

エ 契約単位 刻印使用郵便局ごとに一週間とする。ただし、数局分を併せて契約するも妨げないが、同一郵便局について連続三週間を超えてはならない。

オ 刻印の広告については、申込書に添付の広告の文案又は図案を審査し、適当と認めたとときは、広告主に刻印の規格を示して広告主の負担においてこれを調製せしめる。

また、使用した標語には「新潟県産業博覧会」等が長岡へ、「佐渡汽船、おけさの佐渡へ」等がある。

(2) 及び(5) 「広告付き葉書」については、その差出人は、葉書に印刷されている広告の内容を

あらかじめ承知してその葉書を購入するといふ選択の自由があるので、御指摘のようなことにはならないと考える。また、「広告付き葉書」の具体的な実施方法については、目下検討中のところである。

(3) 及び(4) 現在各方面の意見を参考にしながら検討中である。

(1) 現状においては、大都市の中心局など数局を除いて、押印希望者はあまりないのが実情なので、拡大については考えていない。

なお、国民体育大会記念切手のような場合には、各種目の開催地にも使用局を拡大している。

(2) 初日用通信日付印の使用方法の変更については、当面考えていない。

(3) 小型記念通信日付印は、各地の公の式事又は催物にちなみ使用するもので、その意匠は当該記念事項に最もふさわしいものを選定している。一、局に同一記念事項で二種類以上使用することは当面考えていない。

(4) 小型記念通信日付印の記念事項名は、公印であることからそれにふさわしいものとし、かつ、その面積、図案全体のバランス等を考慮し、簡明に表現している。

九について  
(1) 消印は鮮明にするよう努力したい。

(2) 郵便物に差出人の全く予期しない標語などが表示されるのは好ましくないと考えられるので、標語は郵便事業に關するものに限つてゐるものであり、その多様化といったことは考えていない。

十について  
(1) ア 海外で開催される国際切手展に作品を展示して、日本切手の宣伝普及に努めてゐる。

イ 新切手発行の都度、在外公館へ切手発行案内を送付している。



昭和五十五年五月九日 参議院會議録第十二号 質問主意書及び答弁書

ウ 海外の郵便家の需要にこたえるため、東京中央郵便局において通信販売を行つてい

(2) 我が国郵便切手の海外周知及び郵便を通じての国際交流を図るため、世界各国で開催されている国際切手展に特別出品をするなど積極的に参加しており、また、来年十月、東京国際切手展、81組織委員会の主催により開催される東京国際切手展に対して、可能な範囲で支援することとしている。

(3) 世界切手のカタログを発行するとした場合、その作製には膨大な経費を要するものと考えられ、御指摘のようなことは考えていない。

十一について

(1) 開催経費を助成することは考えていない。

(2) 一定地域ごとに切手展を開催できる展示場を備えた施設を設けることは、郵政財政上困難である。

十二について

(1) 郵政審議会の専門委員には、著名な切手収集家が含まれている。

(2) 各種郵便団体が主催する会合等にはできるだけ参加しており、特にこの種の会合を開くことは考えていない。

(3) 利用者から電話や投書等で常に、多数の意見が寄せられており、特に「意見箱」を設置する実益はないと思われる。

十三について

(1) 昭和五十三年度の財団法人全日本郵便切手普及協会の事業実績は、別紙のとおりである。

(2) 財団法人全日本郵便切手普及協会は、郵便切手収集趣味の普及と健全な育成を図り、また、海外に対しては、日本郵便切手の紹介に努めるとともに、郵便切手収集趣味を通じて各国民相互の理解と親善を図り、もって世界平和に貢献することを目的としており、これら

の目的を達成するために、機関誌の発行、展覧会等の催物の開催、郵便品の製作、発売、取次ぎ等を行つていものである。

(3) 昭和五十四年度における使用済郵便切手の売払い価格は、一キログラム当たり六十四円五十銭である。

また、一般への頒布に際しては、郵政省の指導の下に適正な措置が必要なので、財団法人全日本郵便切手普及協会に売り払つていものである。

十四について

(1) 東京国際切手展の概要は、次の予定であると聞いている。

名称 東京国際切手展'81  
主催 東京国際切手展'81組織委員会  
会期 昭和五十六年十月九日から十八日まで  
会場 東京国際貿易センター南館  
展示フレーム数 約四千フレーム  
(2) 資金計画については、目下、組織委員会を検討中であると聞いている。

(3) 寄附金つき郵便切手の発行は考えていない。

(4) 組織委員会では、展示用フレームの調製費として約一億円を見込んでいっていると聞いている。

なお、昭和五十五年郵政事業特別会計予算には計上していない。

(5) 組織委員会が送付した海外向け案内書(五十五か国)に対し、現在四十四か国のコミッションナーから参加の意思表示を受けていっていると聞いている。

(6) 国内向け案内書は、組織委員会でも目下準備中であり、現段階では郵便関係等により周知を行つていっていると聞いている。

(7) 組織委員会が決めた出品資格は、全日本切手展において銀賞以上の賞を受けた作品及びゼネラルコミッションナーがそれと同等以上と認めた作品となつており、昭和五十四年度の

全日本切手展までの銀賞以上の受賞作品は三百五十五点であると聞いている。

11110

| 昭和53年度事業実績    |                                                | 要                |
|---------------|------------------------------------------------|------------------|
| 業務別           | 概                                              |                  |
| 1 機関誌「切手」の発行  | 発行回数 数                                         | 52回              |
| 2 図書の発行       | 発行回数 数                                         | 1,822,000部       |
| 3 頒布品         | (1) 郵趣双書(8)「動物切手」 島津安樹朗著<br>(2) 風景入通信日付印集(追録版) | 2,000部<br>5,000部 |
| (1) 切手帳       |                                                | 58,760部          |
| (2) 特殊切手アルバム  |                                                | 12,750部          |
| (3) スーベニアスタンプ | 主として海外用に作製                                     | 2,300部           |
| (4) たもと       |                                                | 136,000部         |
| (5) 初日カバー     | 発行回数 数                                         | 25回              |
| (6) ヴァンダムカード  | 発行回数 数                                         | 267,000部         |
| (7) ミニポスター    | 発行回数 数                                         | 25回              |
| (8) 初飛行カバー    | 発行回数 数                                         | 112,000枚         |
| (9) 初日はがき     | 発行回数 数                                         | 96,000枚          |
| (10) 新切手の海外頒布 | 発行回数 数                                         | 25回              |
| (11) 新切手発行案内  | 発行回数 数                                         | 5,000枚           |
| (12) 新切手解説書   | 発行回数 数                                         | 1回               |
|               | 発行回数 数                                         | 2,600枚           |
|               | 発行回数 数                                         | 44,000部          |
|               | 発行回数 数                                         | 25回              |
|               | 発行回数 数                                         | 3,170,000部       |
|               | 発行回数 数                                         | 25回              |

|                          |                                                         |                                          |
|--------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 使用済切手                    | 発行総数                                                    | 1,785,000部                               |
|                          | 郵趣普及の一助として箱詰及び袋入りとして頒布<br>また、海外普及を兼ね海外所在の日本人小・中学校へ寄贈した。 |                                          |
| 標準アルバム等の調製<br>頒布         | 箱詰                                                      | 16,000個                                  |
|                          | 袋入れ                                                     | 2,000袋                                   |
| 標準アルバム<br>表紙種類<br>各種ホルダー | 標準アルバム                                                  | 700部                                     |
|                          | 表紙種類                                                    | 500部                                     |
|                          | 各種ホルダー                                                  | 2,500部                                   |
| 4 国連切手等の取次頒布             | 6回                                                      | 23種類                                     |
| (1) 国連切手・初日カバー           | 6回                                                      | 24種類                                     |
| (2) 英国切手・初日カバー           |                                                         | 9,000枚                                   |
| 5 全日本切手展'78の開催           | 期間: 53. 4. 18~23日                                       | 会場: 通信総合博物館                              |
| 6 各地の切手展                 | 各地で開催されたジュニアを中心とした切手展に対して、これを後援した。                      |                                          |
| 7 国際切手展への参加              | 期間: 53. 6. 9~18日                                        | 場所: カナダ・トロント市、2名が参加し、日本切手の周知宣伝と国際親善に努めた。 |
| 8 切手教室の開催                | 全国各地で開催し好評を博した。                                         |                                          |
| 9 広告宣伝                   | (1)販売品のチラシの作製、(2)一般刊行物への広告掲載、<br>(3)郵趣普及用のパネル作成と貸出し     |                                          |

昭和五十五年五月九日 参議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

（定価）  
一〇〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五三三二（二）  
〒107

一一三